

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠原菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>前二〇九八番六地先まで</p> <p>久喜市菖蒲町小林字小下後三六七六 番二地先から同市菖蒲町小林字小下</p>		区 間
<p>一三・六一〃</p> <p>一五・〇〇</p>	<p>八・一九〃</p> <p>八・五一</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一三八・四八</p>		延 長 (メートル)
		備 考